

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年12月まで

私は、老後のことを考え、妻と共に何を節約しても国民年金保険料は納付してきたはずであるが、申立期間の国民年金保険料は還付されたことになっている上、国民年金被保険者資格の喪失期間とされている。

当該期間は、厚生年金保険にも加入しておらず、資格を喪失される理由はない上、還付金を受領した記憶も無いことから、申立期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が国民年金の強制加入被保険者であった期間であり、申立期間の保険料は、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の所持する領収書から、申立期間を含む昭和52年4月から53年3月までの保険料が52年4月28日に一括納付（前納）されたことが確認できる。

また、当該特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立期間について国民年金保険料の還付処理が行われたほか、資格喪失期間とされている記載が認められるものの、申立人には当該期間の資格喪失手続をした記憶が無い上、社会保険庁のオンライン記録でも、申立期間は申立人が被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、当該期間について、国民年金の資格取消の上、納付済みの国民年金保険料が還付される合理的な理由が無いものと考えられる。

さらに、申立人は還付手続に関する記憶も無いとしていることから、当該還付処理は行政側の誤りであると認められ、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年6月1日、資格喪失日は37年6月21日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年6月21日まで
中学校を卒業後の昭和36年4月にA社に入社し、同年6月から本採用となり37年6月まで勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳払出簿により、申立人のA社に係る資格取得日は昭和36年6月1日、資格喪失日は37年6月21日であることが確認できたことから、申立人が、申立期間について、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該被保険者名簿において、申立人の生年月日は昭和21年*月*日と戸籍とは異なって記載されており、申立人は「当時、家族から自分の生年月日を前述の年月日と教えられていた。」と申し立てしているところ、中学校の卒業証書台帳及び当該事業所とは異なる複数の事業所における厚生年金保険被保険者名簿又は原票の申立人の生年月日は、昭和21年*月*日であることが確認できる上、複数の同僚が申立期間に申立人と当該事業所で一緒に勤務したと供述していることから、前述の被保険者名簿は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格取得日に係る記録を昭和38年9月26日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月26日から同年12月1日まで

昭和35年4月1日にC社に入社し、38年9月26日にA社に出向したが、厚生年金保険の加入記録は同年12月1日からとなっている。

C社からA社へ出向した者は他に8人いたが、その中には、申立期間の厚生年金保険加入期間が欠落していない者がいると聞いている。

確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するC社の辞令簿の写し及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる（昭和38年9月26日にC社からグループ会社であるA社に出向）。

また、申立人が、申立人と同職種で同時期にC社からA社に出向したとする同僚3人のうち二人は、社会保険事務所の記録により、申立期間について厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる上、そのうち一人は保管している給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から同年11月1日まで
高校卒業後、A社C支店に入社し、昭和46年6月に同社D支店に転勤、53年10月1日に同社B支店にE職社員として転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時のA社B支店長の供述から判断すると、申立人が昭和38年4月1日から平成14年12月31日までA社に継続して勤務し、昭和53年10月1日にA社D支店から同社B支店に異動していることが認められる。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間同時にA社B支店において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち当時、B支店長であった者は、「私は昭和50年から55年9月までB支店長をしており、申立人は53年10月1日にD支店（F営業所）からB支店に異動して来た。辞令等が残っていないが、会社は9月が決算であったので、人事異動は新しい期になる10月1日がほとんどであった。記憶が定かではないが、社史をみると申立人が所属していたF営業所（D支店の傘下）は53年7月に閉鎖となっている

ので、F地区がB支店管轄になったのは同年10月1日、申立人も同日にB支店の所属になったと思う。また、辞令の日に合わせて給与計算等を行っていたので、申立人の10月分の給与計算及び支払い等はB支店で行っていたと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、事業所閉鎖時の事業主に照会したところ、「当社は全国に6か所の支店があり、転勤を伴う異動は当たり前で、人事異動に伴う手続である所得税、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてを専任の担当者が一元的に行っていたので、厚生年金保険の被保険者期間が1か月だけ脱漏することはあり得ないとする。また、会社関係の書類は一切現存していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、社会保険庁の記録によると平成14年3月1日にG社に名称変更した後、15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業所閉鎖時の事業主は、当社の人事に伴う諸手続は組織的、画一的に処理していることから、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月ごろから48年2月ごろまで
② 昭和48年5月1日から同年7月1日まで

申立期間①は、C市D区にあったE社(現在は、F社)で、申立期間②は、A市B事業所で、それぞれ、G職として勤務していた。申立期間②については「臨時的任用通知書」を所持している。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持している当時の「臨時的任用通知書」により、申立人が、A市B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和48年7月1日からA市職員共済組合に加入していることが確認でき、当該事業所に照会したところ、「共済組合に加入する前の期間については、勤務当初から厚生年金保険に加入させており、当時からその取扱いは変わっていない。」と回答している。

さらに、当該事業所において、申立人と同じG職であった複数の者は、共済組合に加入する前の期間について、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、「初めは厚生年金保険に加入し、その後、共済組合への加入となる旨の説明があったと思う。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する「臨時的任用通知書」に記載された給与額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は廃棄しているため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、昭和46年5月1日から48年3月31日までの期間、申立人がE社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年6月1日であり、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所に照会したが、協力を得ることができず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できず、当時の事業主も、申立期間①当時は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年4月21日、資格喪失日に係る記録を51年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から51年4月ごろまで

B社C支店に勤務していた時の同僚6人一緒に、A社に転職し、D業務を担当していた。

私は、D業務の責任者であった。私以外の5人にはA社における厚生年金保険の加入期間があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社に転職した複数の同僚の供述、中でも、社会保険事務所の記録から昭和51年4月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚が「自分が退社した時は、申立人は勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人は、50年4月21日から51年4月1日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に当該事業所に転職し、かつ、申立人と同じ業務に従事していたという5人には、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、そのうち一人は「厚生年金保険には全員加入していたと思う。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人に照会したところ、3人から回答があったが、いずれも自身が記憶する当該事業所の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得

日は一致していることから、当該事業所は試用期間等も無く、全員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に当該事業所に転職した同じ職種の同僚の標準報酬月額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。同社は、平成 4 年 10 月ごろから事業不振となり、自分も 5 年 2 月以降の給与は未支給となった。

当時の報酬額が確認できる給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額を引き下げ前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は 53 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 5 年 12 月 31 日から約 1 年 1 か月後の 7 年 1 月 30 日付けで、5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の標準報酬月額が、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる上、同年 12 月 31 日現在で当該事業所に在籍していた申立人以外の 7 人についても、7 年 1 月 30 日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立期間当時、申立人は、A社において取締役であったことが確認できるが、申立人と同様に当該事業所の取締役であったことが確認できる他の者が、「申立人は、取締役といっても自分と同じく B 職として勤務しており、社会保険事務については全く関与していなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1271

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。自分は専務取締役であったが、B職長として勤務しており、社会保険事務には関与していない。

当時の報酬額が確認できる給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年11月30日から約2か月後の7年2月1日付けで、5年1月1日から6年10月1日までの間の標準報酬月額が、さかのぼって30万円に減額訂正されていることが確認できる上、同年11月30日現在で当該事業所に在籍していた申立人以外の6人についても、7年2月1日付け又は同年3月8日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立期間当時、申立人は、A社において取締役であったことが確認できるが、当該事業所で経理事務を担当していたとする者は、「当時、社会保険事務を担当していたのは自分であったが、申立人には厚生年金保険の手続に関する権限は無かった。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に

該当しなくなった平成6年11月30日において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された15人に照会したところ、回答があった8人のうち、申立人に係る供述が得られた6人は、いずれも、「申立人はB職長として勤務していたので、厚生年金保険の手続には全く関与していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和44年1月26日から48年12月15日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年1月26日）及び資格取得日（昭和48年12月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を44年1月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは5万2,000円、同年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から37年2月10日まで
② 昭和44年1月26日から48年12月15日まで

申立期間①は、昭和35年5月から約2年間、B社に勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和37年2月から54年6月までA社に継続して勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和37年2月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年1月26日に資格を喪失後、48年12月15日に同社において再度資格を取得しており、44年1月から48年11月までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の当時の事業主が、「申立人は、昭和44年1月26日から48年12月15日までの期間においても、前後の期間と同様に継続して勤務していた。」と供述していること、社会保険事務所の記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち一人が、「申立人はC職長代理であり、社長の信頼も厚く、実質的に業務を取り仕切る立場であったので、途中で退職することは考えられない。自分がA社を昭和45年5月に退職した時には、申立人が送別会をやってくれた。」と供述していること、及び他の一人も、「自分は昭和44年4月から45年3月まで勤務していたが、この間、申立人はC職長として勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務しており、勤務状況及び雇用形態にも変化が無かったものと認められる。

また、前述の被保険者二人のうち一人は、申立人と一緒に勤務していた同僚として二人の氏名を挙げているところ、このうち一人は、「申立人が送別会をやってくれた。」との供述があった前述の被保険者であり、社会保険事務所の記録によると、同人は、自身が記憶する勤務期間のほぼすべてについて当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるほか、当該同僚二人のうち他の一人は既に死亡しているものの、社会保険事務所の記録により、申立期間②の大半について当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間②当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者6人のうち二人は、当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間について他の事業所で同保険に加入していることが確認できる上、他の事業所で同保険の加入記録が確認できない者4人に照会したところ、このうち一人は「当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間は他の事業所で勤務していた。」との供述が得られたほか、他の3人についても当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間において当該事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は無い。

その上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立期間②のうち昭和47年5月20日から同年9月2日までの期間について、申立人が当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるが、この一方で、社会保険事務所の記録により、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる37年2月10日から44年1月26日までの期間についても、雇用保険の被保険者記録では、このうち43年4月1日から44年1月25日までの期間の加入記録しか確認できないことを踏まえると、当時、当該事業所では、

厚生年金保険に加入させるべき期間のすべてについて雇用保険に加入させていたものではなく、厚生年金保険は通年で加入させても、雇用保険は期間雇用者として加入させる等の取扱いがあったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚のA社に係る昭和44年12月から48年12月までの社会保険事務所の記録から判断すると、44年1月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは5万2,000円、同年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難く、仮に、申立期間②に被保険者資格が認められる場合には、その後、少なくとも5回、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも当該届出を記載しないと考えることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所の記録により、B社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立人を除き当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者12人は、いずれも、申立期間①において当該事業所で同保険に加入していた形跡は無い。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された3人に照会したところ、申立期間①において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られな

かったほか、このうち一人は、「自分が退社した昭和 35 年 9 月ごろには、既に会社が倒産しかかっていたので、保険料を納付できなくなって全員が資格喪失させられたのではないか」と供述している。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年2月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月24日から同年10月20日まで

昭和35年3月からA社に継続して勤務していたが、同社本社から同社B支店に転勤した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が、「当時、自分はA社B支店長であったが、申立人が同社本社から同社B支店に転勤して来たこと、及び同支店においてC職として勤務していたことを記憶している。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社B支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「自分は昭和39年3月からA社B支店に勤務していたが、自分が勤務し始めた時には、申立人は既に同支店に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年2月24日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は保険料を納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 39 年 10 月 20 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月21日まで

平成20年12月に社会保険事務所の職員から、私が取締役を務めていたA社について、私の標準報酬月額が同社の破産後、さかのぼって減額訂正の手続が行われていることを知らされた。

同社は、平成9年1月に破産し、会社の整理は裁判所が選任した破産管財人が行っていたので、同社の標準報酬月額の減額訂正処理については承知していない。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年3月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(41万円)が、7年10月1日までさかのぼって18万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は当該事業所の取締役であったが、減額訂正された時期は当該事業所の破産手続開始後であり、申立人は既に業務を執行する責任が無く、社会保険に係る事務については破産管財人の権限に属すると考えられ、社会保険事務所への届出に必要な代表者印も破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような

処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 41 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月21日まで

平成20年12月に社会保険事務所の職員から、私が代表取締役を務めていたA社について、私の標準報酬月額が同社の破産後、さかのぼって減額訂正の手続が行われていることを知らされた。

同社は、平成9年1月に破産し、会社の整理は裁判所が選任した破産管財人が行っていたので、同社の標準報酬月額減額訂正処理については承知していない。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年3月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(41万円)が、7年10月1日までさかのぼって18万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は当該事業所の代表取締役であったが、減額訂正された時期は当該事業所の破産手続開始後であり、申立人は既に業務を執行する責任が無く、社会保険に係る事務については破産管財人の権限に属すると考えられ、社会保険事務所への届出に必要な代表者印も破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような

処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年6月から同年10月までは11万8,000円、同年11月から13年10月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月1日から13年11月22日まで

申立期間は、夫が経営するA社にB職として勤務し、月額20万円の給与が支給されていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成12年6月から同年10月までは11万8,000円、同年11月から13年10月までは20万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年11月22日）の後の同年12月6日付けで、12年6月から13年10月までの全期間の標準報酬月額が、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の代表取締役の妻であり、申立期間当時、申立人自身も当該事業所の取締役であったが、経理事務等を担当しておらず、標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられていることを承知していないと主張している。このことについて、複数の同僚が、「申立人は、A社においてB職として勤務しており、経理事務を担当していなかった。経理事務を担当していたのは、申立人の夫の社長であった。」と供述しており、申立人の主張と符合する。

さらに、当該事業所は、平成13年11月に倒産しており、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された同年12月6日の時点では、弁護士による任意整理の手続が行われていたこと、及び代表取締役であった夫も「平成13年11月ごろ社会保険事務所に行った際、社会保険事務所の担当者は既に会社が倒産

したことを知っており、事業所の全喪手続を行ったと思うが、妻（申立人）の標準報酬月額を引き下げるといふ話は聞いていない。また、妻は当該事業所の取締役であったが、仕事はC店のB職であり、経営及び事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理に係る権限を有していたとは考え難い。

加えて、当該事業所を管轄していた社会保険事務所では、関連資料が無く、当時の担当者が誰であったかも不明と回答しており、代表取締役の妻であった申立人が、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して引き下げる手続に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、申立期間の標準報酬月額を、平成12年6月から同年10月までは11万8,000円、同年11月から13年10月までは20万円とすることが必要と認められる。

北海道厚生年金 事案 1277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年1月1日まで

A社の社員であったが、C職としてD社に出向していた。申立期間当時、D社E工場から同社B工場に転勤したが、この時の厚生年金保険の加入記録が1か月間欠落している。

給与明細書等の証拠書類は無いが、同一の会社内の転勤であったことから、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社E支店が保管する申立人の社員名簿、A社E支店及びD社E支店の回答、複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人は、A社の社員としてD社に出向し、継続して勤務（昭和40年12月1日にD社E工場から同社B工場へ異動）しているとともに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年1月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年10月1日）及び資格取得日（昭和42年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から42年5月1日まで
昭和39年2月1日にA社B支店に臨時雇用員として採用され、42年9月30日まで勤務した。

採用当初の配属先は、同支店B出張所のC職であったが、40年4月に同支店D部E課へF職として配属となった。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同支店D部E課にF職として勤務した期間のうち、申立期間について、加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和39年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年10月1日に同支店において同資格を喪失後、42年5月1日に同支店において再度同資格を取得しており、40年10月から42年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、申立人と一緒に同支店D部E課に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が同支店D部E課に臨時雇用員のF職として継続して勤務し、申立期間の前後の期間において業務内容及び勤務形態に変更が無かったものと認められる。

また、申立人の高等学校（定時制課程）の同級生であり、申立人の紹介により、当該事業所に臨時雇用員として勤務したとされる同僚は、社会保険事務所の記録により、申立期間において厚生年金保険の加入が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店において臨時雇用員として勤務していた同僚である高等学校の同級生に係る社会保険事務所の記録から判断すると、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から42年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和30年7月10日、資格喪失日は同年12月31日、及び資格取得日は31年8月10日、資格喪失日は33年1月1日であると認められることから、両期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、両期間の標準報酬月額については、昭和30年7月から同年11月までは6,000円、31年8月から32年12月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月2日から34年8月31日まで
昭和28年8月から34年8月まで、B社で勤務していた。

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和30年4月から34年8月までの年金記録が無く、また、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとの回答を得た。

しかし、昭和30年4月から34年8月まで、継続して同じ会社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 商業登記簿謄本により、申立人が勤務していたと主張するB社は、昭和33年10月10日にA社がB社に商号変更したことが確認できる上、申立期間のうち、30年7月10日から同年12月31日までの期間及び31年8月10日から33年1月1日までの期間（以下「当該期間」という。）については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で生年月日が相違する（「昭和12年*月*日」生まれが「昭和12年*月*日」生まれになっている。）二つの厚生年金保険記号番号（*及び*）の被保険者が記録されていることが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同姓同名で生年月日も合致する厚生年金保険記号番号「*」の

記録があり、同台帳の備考欄に「30年7月28日重複取消*」の記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該期間において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚3人は、いずれも「当該期間に申立人と一緒に当該事業所で勤務していた。」と供述しているとともに、「申立人と同姓同名の者はいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、*及び*の厚生年金保険記号番号は、社会保険庁のオンライン記録に反映されていないが申立人に付された記号番号であることが確認でき、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和30年7月から同年11月までは6,000円、31年8月から32年12月までは1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和30年4月2日から同年7月10日までの期間、同年12月31日から31年8月10日までの期間、及び33年1月1日から34年8月31日までの期間については、i) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、一人は既に死亡し、他の二人は所在が確認できないため、申立人の勤務実態等について確認することができないこと、iii) 上述1の同僚3人は、自身の厚生年金保険の適用及び給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、いずれも記憶が無いと供述しているとともに、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な資料及び供述を得ることができないこと、iv) 上述1の社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は30年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その原因として退職と記録されていること、v) 社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む全員が30年12月31日かそれ以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、約8か月の空白を経て31年8月10日に再度被保険者資格を取得していることが確認できること、vi) 当該事業所は、33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日から34年8月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除について具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の上述の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上述の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

A市B区役所から申立期間に係る国民年金保険料のはがきが送付されたので、平成9年2月ごろ母親が同区役所で保険料を納付してくれた。母親が帰りに領収書をもらっていなかったと言おうとしたら、窓口の職員から、パソコンに入力したので大丈夫と言われ、その領収書をもらわずに帰った。

最近、私が、私自身の納付記録を調べたところ、申立期間について納付していないことが分かり、納付できないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間に係る保険料を平成9年2月ごろA市B区役所で納付したと述べているが、当時、同区役所は設置されていないため納付することができない（B区は平成9年11月4日にC区から分区）。

また、A市では、区役所の窓口で国民年金保険料を収納した場合は、必ず領収書を交付しており、窓口で収納した金額をその場でコンピューターに入力することは無いとしており、申立人の母親の主張と一致しない。

さらに、申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、社会保険庁のオンライン記録及び市役所のマイクロフィルムにも、国民年金保険料が納付されている形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から56年3月まで

昭和52年7月に会社を退職し、同年10月に大学に入学した。退職後、就職するまで収入が無かったので、将来困らないようにと父親が私の国民年金の加入手続をして保険料を払ってくれていた。

この度、年金記録の確認をしたところ、申立期間のすべてが空白で納付記録が無かったので、父親が払ってくれた保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたと主張しているが、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の手続に関与しておらず、その父親も90歳を超える高齢のため、保険料納付状況の聴取が困難であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金に加入していた形跡が無いことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に聴取しても、申立人の保険料を納付していたとされる父親から自分自身の国民年金手帳を受け取ったという記憶が無い上、その納付書及び領収書についても見たことが無いとしているなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年4月まで

申立期間については、私は、昭和46年6月に勤め先を辞めた後、すぐにA市B区役所で国民健康保険の加入手続をした際に、同区役所職員に言われたので、併せて国民年金の加入手続をした。

その後、何回か国民年金保険料を納めたが、仕事が忙しく保険料を滞納したため、同区役所から何度か督促が来たので、昭和47年8月ごろに、同じく滞納していた国民健康保険料と併せて5万円ほどの金額を同区役所で納めた。

それからは、昭和49年5月に厚生年金保険に加入するまで、こまめに国民年金保険料を納付しており未納期間は無いはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年6月ごろに払い出されたことが推認できるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

また、申立人自身も、今までに国民年金手帳は1冊しか交付されたことが無いと主張しており、その所持している手帳も昭和49年11月以降に発行された様式の手帳である上、資格取得日は51年6月1日とされていることから、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人に対し申立期間に係る国民年金保険料の納付書が交付されていたものとは考えられない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、昭和46年7月からの滞納分を、47年8月ごろにA市B区役所でまとめて納付したとしているが、

この時点で、47年3月以前の保険料は過年度分に相当するところ、同区役所では過年度分の国民年金保険料の収納業務は行っておらず、申立人の供述内容と一致しない。

加えて、昭和47年8月の時点で納めた保険料の金額について、申立人は、46年7月から47年6月までの保険料として、同じ期間に滞納した国民健康保険料と併せて5万円ぐらいであったとしているが、申立人から申立人の当時の収入を聴取し、当該期間の国民健康保険料の概算額を算出したところ、当該期間の国民年金保険料と国民健康保険料とを併せた金額とは異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1241

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月まで

私が20歳の時に、母親がA市で私の国民年金の加入手続をしてきていたはずである。

国民年金保険料は、その母親が私と私の兄の二人分を併せて納付してくれていたものと思っており、自分自身で納付した記憶は無く、母親任せであった。

申立期間当時は、母親には不動産収入があり、経済的に余裕があったので私の保険料は納付可能であったはずである。

申立期間の保険料を納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、B市の国民年金手帳記号番号払出簿により昭和49年5月と確認できる上、A市において申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

また、申立人は「母親が、兄と私の二人分の保険料を併せて納付してくれていたものとずっと思っていた。」と供述しているが、その兄の国民年金保険料の納付記録についても、20歳になった昭和36年10月から38年10月まで未加入期間となっており、申立人と同様、20歳以降において未納期間が存在している。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について全く関与しておらず、当該加入手続等を行っていたとする、申立人の母親は平成10年8月に他界しているため、申立期間当時の状況を確認できない。

加えて、申立期間は71か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、親に勧められて平成2年4月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後も国民年金手帳の交付は受けていないが、国民年金保険料は納付書により毎月若しくは2か月ごとに6,000円から7,000円ぐらいずつ同区役所で納付していたと記憶している。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC市からA市に住民登録を異動した年月日は、平成2年10月5日であることが住民票により確認でき、申立人はC市内の高等学校を卒業し、A市内の大学に進学したものの、住民登録の異動を行わないままA市に居住していたことがうかがえ、同年4月に同市B区役所で国民年金の加入手続を行うことは原則的に不可能である。

また、申立期間当時の国民年金保険料は月額8,400円であり、申立人が述べている毎月若しくは2か月で6,000円から7,000円ぐらいとする金額と、いずれも一致しない。

さらに、C市及びA市のいずれにおいても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたとする記録が無く、申立人も、国民年金手帳の交付は受けていないと供述している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年10月までの期間、58年3月、58年7月から同年10月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から同年10月まで
② 昭和58年3月
③ 昭和58年7月から同年10月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで

申立期間において、厚生年金保険の加入期間と重複して国民年金保険料を納付していたが、その期間の国民年金保険料を還付された記憶が無く、社会保険事務所に確認したところ還付済みとの回答だった。

また、申立期間④についても社会保険事務所の記録では、還付先の住所が平成14年に転居した現在の住所となっており、還付を行ったとする当時の住所と一致していない。

すべての申立期間の還付金について受領した記憶が無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について還付された記憶が無いと述べているが、申立期間①、②及び③の期間に係る国民年金保険料の過誤納還付処理を行った昭和59年6月25日において、申立人の居所を管轄していたA社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）には、過誤納還付対象期間等が記載されている上、その還付金額についても誤りは認められず、この記載内容に不合理な点は無い。

また、申立期間④については、i) 社会保険庁のオンライン記録によると、当該還付決議が行われた昭和62年10月2日の申立人の住所とは異なるものの、申立人の当時の居所を管轄していたB社会保険事務所において還付手続が行

われていること、ii) i) の還付金額は、申立期間④を含む前納金額（昭和61年4月から62年3月までの保険料）のうち厚生年金保険の加入者となったことから未経過期間として過誤納になる保険料額「2万1,210円」と一致すること、iii) 62年10月8日に「*-*****」の指定口座に当該還付金の振込手続が行われているが、当該口座は睡眠口座となっている申立人名義の口座であることが確認できることから、申立期間④についても、還付されたことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間①、②、③及び④のいずれも過誤納保険料を充当すべき国民年金保険料の未納期間が存在しておらず、当該過誤納保険料を還付した事務処理は適切であると考えられる上、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、社会保険庁のオンライン記録では、申立人には申立期間以外に、昭和63年9月の国民年金保険料を当該口座に平成元年2月28日に過誤納還付金の振込手続が行われていることが確認できるが、申立人は、その期間についても還付された記憶が無いと供述していたが、申立人が睡眠口座を復活した結果、当該口座に還付金が入金されていることが確認できた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 2 月まで

私の夫が昭和 62 年 4 月に 60 歳になり翌 63 年 3 月末で退職したので、当時 57 歳だった私は、国民年金に加入しなければ将来年金を受給できないと思い、申立期間の保険料を A 市 B 区役所内に設置されていた金融機関で納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料金額について、当初 20 万円ぐらいと述べていたが、その後、1 回の納付額は 10 万円ぐらいであったと思うと供述するなど納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料をまとめて現年度納付した場合の金額は、各年度とも 10 万円以下であることから、申立人の供述内容とは一致しない。

また、i) 社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 63 年 4 月 1 日付け国民年金加入（第 1 号被保険者）とあるが、当該記録は、平成 8 年 2 月 22 日に追加された記録であり、それ以前の記録は、3 年*月*日に 60 歳に到達するまで第 3 号被保険者記録であったこと、ii) A 市が保管する国民年金過年度納付記録簿（平成 6 年 3 月 11 日作成）においても、申立期間のうち昭和 63 年 4 月から平成 2 年 12 月までの期間は国民年金第 3 号被保険者期間と記録されていることが確認でき、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されることは無いことから、申立人の供述内容は不自然である。

さらに、申立人が 60 歳に到達した後の平成 3 年 1 月及び同年 2 月については、任意加入の対象期間であるが、申立人が任意加入手続を行った時期は、社

会保険庁のオンライン記録によると、平成3年3月12日であることが確認できることから、制度上、その時点から、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間のうち3年1月及び同年2月の保険料はさかのぼって納付することができない。

加えて、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金は、昭和36年ごろ義母が加入手続をし、保険料については私がA業の経営で忙しかったため、義母が私の分を併せて納付してくれていたことを記憶している。未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が、昭和36年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の義母は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録により、昭和40年2月に払い出されたことが確認できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に国民年金制度が開始された36年4月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる。

さらに、申立人の義母が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人には、さかのぼって保険料を納付した記憶も無い。

加えて、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年5月まで

私は、A町議会議員であった昭和48年3月ごろ、当時、A町役場で国民年金の担当課長に相談し、国民年金加入の申込みをしたこと、国民年金保険料をA町旧庁舎の受付の左側にあった窓口で納付したことのほか、当時の国民年金の担当者名も記憶している。平成19年12月にB社会保険事務所から、申立期間の保険料は未納との回答をもらったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月ごろにA町で国民年金の加入手続を行い、同年4月から国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿により、58年6月に払い出されていることが確認できる上、同事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び同町の被保険者名簿の記録では、申立人が58年5月1日に任意加入していることが確認できる。

また、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿の縦覧調査（3万名）を実施したが、該当するものは無く、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料納付方法について、「印紙を購入し、国民年金手帳にはり付けて納付した。」旨主張しているが、A町では、「昭和48年当時は、納付書により町役場又は金融機関等で納付する方法であった。」旨回答しており、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人がA町で国民年金の加入手続をしたとする際の担当職員2名（当時の担当課長は既に死亡）は、当時の状況について、「当時は住民課社会係長として福祉関係及び国民年金等を担当していたが、申立人に係る国民年金加入の事務手続はしていない。」及び「当時は国民年金を担当していたが、申立人に係る国民年金加入の事務手続を行ったか否かについては覚えていない。」旨回答している。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年3月ごろまで
昭和19年6月にA社B事務所に本採用され、20年3月ごろまで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
C業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社B事務所（当時は、D社）は、昭和27年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当該事業所を承継するE社も昭和31年3月1日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚12人のうち二人は、申立人を覚えているものの申立人の勤務期間について記憶していない上、他に申立人が名前を挙げた同僚5人はいずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は当該事業所で昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたこ

とに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1281 (事案 619 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から28年3月ごろまで

申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの通知をもらった。

当初の判断後、当時の当該事業所の関係者が見付かったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無いこと、ii) 当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は高齢のため、当時の状況は確認することができないこと、iii) 申立人は、当該事業所には、申立人が入社してから退社するまで4人が継続して勤務していたとしており、申立人以外に3人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間に継続して勤務していたのは一人のみで、他の二人のうち一人は昭和27年4月26日に厚生年金保険の資格を喪失しており、もう一人は申立人同様、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらないこと、iv) 社会保険事務所の記録により所在が確認できた4人に照会したところ、3人は申立人の名前に記憶が無く、一人は「期間は特定できないが、申立人が勤務していたことは知っている。しかし、申立人はB業務では無く、C業務のため一時的に雇用された。C業務には経過管理が必要であり、申立人もしばらくの間工場にいることになったと記憶している。」と述べていること、v) なお、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった

26年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し同日に資格を喪失していることが確認できるが、㊦申立人が当該事業所に勤務していた時期等が特定できないこと、㊧申立人の職種が他の従業員と異なること、㊨申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間が34年1月にD共済組合に移管されているが、同組合に確認したところ当該事業所の期間が移管対象期間になっていないことから判断すると、事業主は26年3月1日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したが、何らかの事情によりこれを取消しするところ、取消しに替えて同日の資格喪失届を提出したものと考えられることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間について、当初、「昭和26年3月1日から28年8月30日まで」としていたものを「26年3月1日から2年間程度」に変更し、当時の当該事業所の状況を知る関係者の名前を挙げているが、当該関係者は、申立期間当時、申立人を含めて4人の従業員が当該事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間及び当該事業所における厚生年金保険の適用等についての供述は得られず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 6 年 12 月 1 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月 50 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 20 万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 2 月 17 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（平成 5 年 2 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月は 56 万円）が、5 年 2 月 1 日までさかのぼって 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が社会保険関係事務を委託していたとする社会保険労務士が保管する当該事業所に係る標準報酬決定通知書により、申立期間の一部について申立人の標準報酬月額は 53 万円と届出されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は、当該事業所の代表取締役であり、申立期間当時、保険料の滞納があったとしていること、ii) 前述の社会保険労務士は、申立期間中の平成 6 年ごろに業務委託を解除し、申立てに係る届書の作成は行っていないと供述していること、iii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者 3 人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正がされていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行

為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで

A社の代表取締役をしていたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間①の標準報酬月額が 30 万円となっており、申立期間②の標準報酬月額は 15 万円となっているが、平成 2 年ごろの年収は 1,000 万円以上あり、住宅の借入金を毎月 28 万円程金融機関に返済しているなど両申立期間共に月収は 100 万円以上あったと思う。

また、申立期間②については、さかのぼって標準報酬月額の記録が訂正されている。

両申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 6 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により、14 年 12 月 3 日に解散している上、代表取締役である申立人も当時の資料等は保存していないと申し立てに係る質問応答書に回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は平成 3 年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定において 30 万円と記録されており、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において同額を届け出

たものと考えられる上、連絡の取れた当時の役員も当該事業所の業務に関わっていないとしており、他の同僚は所在不明等により供述を得ることができないことから、代表取締役である申立人が関与せずに、社会保険事務所が標準報酬月額の設定を行ったとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額について訂正等を行われておらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成6年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年10月20日付けで、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額（53万円）が、4年10月1日までさかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii) 当該事業所は、社会保険事務所の記録により保険料の滞納事業所であったことが確認できること、iii) 社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点の厚生年金保険の被保険者4人のうち申立人のみ標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正がされていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1284

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで
② 昭和 33 年 2 月から 35 年 1 月まで
③ 昭和 35 年 6 月から同年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③のいずれにおいても、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、いずれの申立期間においても、間違いなくそれぞれの事業所に勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間において、申立てに係るそれぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所の記録により、すべての申立てに係るいずれの事業所についても、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

2 申立期間①については、申立人は事業主の氏名を記憶しておらず、商業登記簿謄本においてもA社に係る記録は無い上、D町商工会及びD町役場に照会したものの、いずれも「申立期間①当時において、当町内に、A社が存在していたことは確認できたが、事業主については特定できなかった。」と回答していることから、同事業所に係る事業主を特定することができず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は申立期間①における同僚についても、その氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態等を裏付けるような供述及び関連資料を

得ることはできない。

さらに、申立人は「A社は、私を含めた3人程度の従業員が在籍していたが、従業員数が5人以上になったことは無い。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間①において勤務していたと主張しているA社は、申立期間①当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられることから、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間②については、商業登記簿謄本により、申立期間②において、申立人が記憶する所在地に、申立人が勤務していたと主張しているB社が所在していたことが確認できたが、同事業所は、昭和37年5月5日に解散している上、申立期間②当時の事業主も既に死亡しており、取締役であった当該事業主の妻に照会したものの、回答を得ることができなかったことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚二人のいずれもが、既に死亡していることが確認できることから、申立人の勤務実態等を裏付けるような供述を得ることはできない上、これら同僚のうち一人の妻に照会した結果においても、申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、前述の事業主と取締役であったその妻及び申立人が名前を挙げた同僚二人の併せて4人のいずれもが、申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無いことから判断すると、申立人だけが、当該事業所において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 4 申立期間③については、E町商工会及びE町役場に照会したところ、いずれからも「申立期間③当時において、当町内に、C社が存在していた。」との回答が得られたものの、商業登記簿謄本の記録において、C社に係る記録は確認することができない上、申立期間③当時の事業主に照会したが、当該事業主から回答を得ることができなかったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は申立期間③当時における同僚についても、その氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態等を裏付けるような供述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、申立人は「C社は、私を含め3人程度の従業員が在籍していた。」と供述していることから、申立人が申立期間③において勤務していたと主張しているC社は、申立期間③当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられること、及び社会保険事務所

の記録により、事業主は国民年金制度が創設された昭和 36 年 4 月 1 日に、国民年金被保険者資格を取得し、同日以後 60 歳になるまでの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できることを併せて判断すると、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 5 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月21日から同年5月6日まで
② 昭和35年3月21日から同年5月10日まで
③ 昭和36年3月26日から同年4月10日まで
④ 昭和37年1月21日から同年4月2日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A省B局C事業所には、昭和33年7月1日から37年12月28日までの期間、年間を通して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省B局C事業所の事務を承継するA省D局E事業所に照会したところ、「当所には申立人に係るA省B局C事業所の雇用台帳が保管されているが、これ以外の関係資料は無く、A省B局C事業所における申立人の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、A省D局E事業所が保管しているA省B局C事業所における申立人の雇用台帳の記録によると、申立人は当該事業所に「月雇」として昭和33年6月11日に雇用され、その6か月後に勤務条件の変更を受け、34年3月18日に雇用満了となっている。以後、雇用形態はすべて「定期作業員」となっており、同年5月6日雇用、35年3月20日雇用満了、同年5月10日雇用、36年3月25日雇用満了、同年4月6日雇用、37年1月20日雇用満了、同年4月2日雇用及び同年12月28日雇用満了となっており、各雇用期間は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したが、当該事業所における

申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて社会保険事務所が保管する各申立期間前後に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった当時の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から抽出した者のうち、供述を得られた14人のうち4人は申立人を記憶していたが、申立人の各申立期間における当該事業所での厚生年金保険の適用状況については、14人いずれの者からも具体的な供述は得られなかった上、上述の申立人を記憶していた4人のうち二人は、いずれも「申立人は当時、定期作業員であった。」と供述しており、「雇用が1年以内で必ず打ち切りとなる定期作業員は、当然、雇用期間の満了にあわせて厚生年金保険の被保険者資格も喪失となっていた。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、各申立期間について申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 25 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、脱退手当金が昭和 38 年 4 月 11 日に支給済みであるとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受給しておらず納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後とは別の記号番号が付されており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 38 年 2 月から 47 年 8 月までの期間のうち、106 か月間国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1287

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 13 年 12 月 31 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月額 30 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 14 年 1 月 9 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 (30 万円) が、11 年 12 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までについては、B市C区役所から提供があった市・県民税証明書によると、給与収入は 1 か月 10 万円であり、社会保険事務所の記録による標準報酬月額 (9 万 8,000 円) と一致しており、控除されていた厚生年金保険料も当該標準報酬月額に係る金額より低い額であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 12 月 31 日までについては、当該事業所に給与台帳等が保管されておらず、申立人も給与から保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほかに申立ての事実を確認できる資料が無いことから、申立人の報酬月額等を確認することができないが、仮に申立てのとおり 30 万円の報酬月額で厚生年金保険料が控除されていたとしても、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険の被保険者として確認できる者が、「申立人は社会保険関係の事務

を実施していた。」と述べていること、ii) 当該事業所の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士が、申立期間に関する届書の作成については関与していないものの当該事業所に係る通常为社会保険関係の届書は、申立人からの指示で作成していたと記憶していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1288

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務し、月額 30 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B市C区役所から提供があった市・県民税証明書によると、申立期間を含む平成14年の給与収入は年額 65 万円であり、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明なことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険の被保険者として確認できる5人に照会したところ、一人から回答があり、「当該事業所は、給与の支払いが悪く、私自身の給与も、全然支払ってもらえなかった状況であった。」と述べている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月ごろから44年3月ごろまで
申立期間は、A社に臨時職員として勤務し、B関係の補助事務をしていた。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人から提出があったA社の社章がついた事務服を着ている申立人の写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所及びA健康保険組合に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人はアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険や雇用保険に加入していないと思う。」と述べており、社会保険事務所の記録により、申立期間に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できた19人のうち、所在が確認された4人に照会したところ、回答のあった3人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と述べている。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和43年5月12日からは国民年金に任意加入しており、その保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 25 日から 62 年 6 月 25 日まで
申立期間については、A社に勤務し、B職をしていた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「当時の資料が残っていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」との回答があった。

また、申立人が一緒に勤務していた同僚及び社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者併せて 15 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち、一人は「職員の給与は基本給プラス歩合給であったが、申立人は歩合制であった。また、申立人は、自分はアルバイトであったと言っていたので厚生年金保険には加入していなかったかもしれない。」、他の一人も「申立人は、C氏と一緒に仕事をしていましたが、二人は請負でB職をしていたので、社員ではなく、厚生年金保険には加入していないはずだ。」と述べている上、他の者からも、申立人の厚生年金保険料控除に関する供述は得られない。

さらに、前述の同僚が述べているC氏も、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える難

い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、そのうち昭和 58 年 4 月 25 日から 60 年 3 月 31 日までは申請免除の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月ごろから 9 年 5 月 1 日まで

平成 6 年 10 月ごろから 9 年 6 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 港にある倉庫で D 業務や E 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。雇用形態は準社員が長く、その後正社員になったが、福利厚生は準社員の時も正社員と同じ待遇であった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する従業員台帳により、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間中に、アルバイトとして当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社に照会したところ、「申立期間において申立人はアルバイト従業員であったが、当時、アルバイト従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。平成 9 年ごろ、F 社会保険事務所による適用調査を受けた際に、アルバイト従業員を同保険に加入させていなかったことについて是正指導を受けたため、新たに加入手続を行うようになった。申立期間当時、同保険に加入させていたのは臨時従業員以上であったが、アルバイトであっても、勤務評価や所属長の推薦等により臨時従業員に昇格させることがあった。」との回答があり、従業員台帳により、申立人が臨時従業員に昇格した時点は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日の平成 9 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする上司、同僚等 8 人のうち、同僚であったとする者 3 人のうち二人は、社会保険事務所の記録による

と、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、上司であったとする者3人のうち一人は、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から申立人の勤務状況及び同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該上司、同僚等8人のうち前述の3人を除く5人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人が上司であったとする者は、「申立人は当初アルバイトであり、その後アルバイトより上の長期臨時といった身分にはなったが、準社員や正社員にはなれなかった。」と供述しているほか、経理担当であったとする者も、「申立人はアルバイトであり、その後昇格したような気もするがよく覚えていない。」と供述している上、申立人が申立期間中に年金手帳の返納を申立人に求めたとする者も、「自分は、当時も現在も現場の事務員であるため、総務や労務については分からない。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所が昭和26年4月1日から平成7年7月31日まで加入していたG健康保険組合に照会したものの、申立人の同組合における加入記録は存在しないとの回答があった。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月2日から36年4月30日まで

申立期間はA町役場にB業務のC職として勤務し、昭和36年に同町がD市と合併した後も引き続き勤務していたが、合併後の共済組合の加入記録は確認できるのに、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

D市が保管する職員履歴書で勤務していたことは確認できるので、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D市E区に照会したところ、「当区が保管するD市職員履歴書において、申立人が申立期間においてA町臨時職員であったことをうかがわせる記載はあるが、申立人が当市で採用された昭和36年6月1日より前の職歴については、本人の申告に基づいて記載されたものであり、このほかに当時の状況を確認できる資料も無いことから、申立人の具体的な勤務状況や厚生年金保険の適用状況等は不明である。」との回答があった。

また、申立人の妻が、申立人と当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人については、申立人の妻がいずれも姓しか記憶しておらず個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、申立人の妻が当該同僚のうち一人の娘の姓名を記憶していたことから、同人と同姓同名で同年代の者に照会したものの、別人であることが判明しており、ほかに申立人が申立期間にお

いて当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、A町役場が厚生年金保険又は政府管掌健康保険の適用事業所となった形跡はあるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の所在は確認できないことから、当該事業所における同保険の被保険者に対する調査を行うことはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで

申立期間はA社に代表取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その後の同年 7 月 20 日に、3 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 1 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、金額は記憶していないが、半年ほど厚生年金保険料の滞納があったので、平成 7 年にその処理について社会保険事務所に相談に行き、会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなることにについては同意した。」と供述している。

一方、申立人は、「その際、厚生年金保険被保険者資格を喪失することについては口頭で説明を受けたが、標準報酬月額の訂正については聞いていないと記憶している。」と供述しているが、社会保険事務所が滞納保険料の処理について事業主から相談を受けながら、その処理方法について説明を行わないまま資格喪失についてのみ事業主の同意を求めるとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認さ

れた者8人に照会したところ、回答のあった5人全員が、「A社は、当時、経営が悪化し、資金繰りに苦労していた。」と供述しているほか、このうち3人は、「申立人は、社会保険事務の管理、監督及び決裁を行っていた。」と供述しているとともに、当該5人全員が、「代表者印は申立人が保管し、使用していた。」と供述しており、この一方で、当該5人のうち二人は、「平成7年1月にそれまで残っていた社員が退職した後も、申立人は残業代の未払い問題等に係る残務整理を行っていたが、そのうちに連絡が取れなくなった。」と供述している上、このうち一人は、「社員が退職した後は、税理士等に委託する資金も無いため、社会保険事務についても申立人以外に担当する者はいなかったはずだ。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額記録の訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

昭和 28 年 7 月から 34 年 5 月まで A 社 B 出張所に勤務しており、叔父の誘いで同年 6 月に C 社 D 事業所に移ったものの、A 社に勤務していた父が急死したため、同年 8 月から再び同社 B 出張所に入社し、39 年 7 月まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び社会保険事務所の記録により、申立期間において A 社 B 出張所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者 6 人のうち、生存及び所在が確認された 5 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 3 人は、申立人と同じ業務に従事していたとの供述が得られたものの、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ 6 か月後、1 年 2 か月後、2 年 2 か月後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、このうち一人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間は試用期間であった。」と供述している。さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった

ことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、このうち6人から回答があったものの、勤務していた期間について具体的な供述が得られた5人のうち4人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ1年1か月後、1年4か月後、2年2か月後、2年5か月後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、同資格を取得する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料等は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させる旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1295

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで
申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成 9 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その約 1 か月後の同年 3 月 6 日に、30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、商業登記簿謄本の記録によると、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「当時、社会保険料の滞納があったかどうかは分からない。」と供述しているが、この一方で、「社会保険事務所の職員が来て保険料の納付を促していた。」とも供述している上、申立人が当該事業所で社会保険事務を担当していたとする者に照会したところ、「当時、給与が遅れて支払われるなど経営が苦しく、社会保険料も滞納していた。」との供述が得られたほか、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 1 月 31 日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者 8 人、及び商業登記簿謄本の記録により、申立期間において当該事業所の役員であったことが確認できる者二人の合計 10 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 3 人は、いずれも「当時は経営が悪化しており、給与の遅配があった。」と供述している。

さらに、申立人は、「自分は厚生年金保険の被保険者資格喪失届や標準報酬月額記録訂正については承知しておらず、当該手続は、社会保険事務担当者が行った。」と主張するが、この一方で、「代表者印は自分が持っていたので、自分の知らないところでは届出は出せない。」とも供述している上、当該社会保険事務を担当していた者は、「社会保険事務所の職員と対応していたのは申立人であり、一度、申立人と一緒に社会保険事務所に行って何かの書類を書いた記憶があるが、すべて申立人の指示によるものである。」と供述しているほか、前述の被保険者であった者又は役員であった者4人のうち、事務担当であったとの供述が得られた者も、「代表者印を保管、使用していたのは申立人であり、社会保険事務もすべて申立人が管理、監督していたので、社会保険事務担当者が勝手に届出を行うことはあり得ない。」とこれを裏付ける供述を行っており、当該4人のうち他の二人も、「申立人は社会保険事務の管理、監督を行っていた。」と供述しているとともに、当該4人のうち役員であった者も、「自分のほか役員は、いずれも名ばかりであり、経営や支払の責任はすべて申立人にあった。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
② 昭和 26 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
③ 昭和 27 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
④ 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑤ 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑥ 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑦ 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑧ 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
⑨ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 6 日まで

昭和 25 年から 34 年の毎年 5 月 1 日から 12 月 6 日までの夏期間について、A 町（現在は、B 市）C 事業所において D 業務に従事した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和 32 年の夏期間については加入記録が確認できるものの、その他の期間については加入記録が確認できないとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、A 町 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になり、34 年 1 月 2 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①から⑦まで及び⑨は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡している上、E支庁の資料によると、当該事業所は、昭和48年7月2日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務した同僚3人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、このうち申立人と同職種であった同僚一人は、当該事業所における厚生年金保険の加入は、申立人と同じ昭和32年度の一部の期間のみとなっており、すべての申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、残りの同僚二人についても、申立期間のうち、申立期間①から⑦まで及び⑨について、厚生年金保険に加入した形跡が無い。

加えて、これら同僚3人のうち、先述の事務担当の同僚二人は既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない上、残りの申立人と同職種の同僚一人からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるその他の同僚12人に照会し、このうち10人から回答を得たが、これら同僚は、いずれも申立人と同じ期間雇用員として当該事業所に勤務していたとしているが、厚生年金保険の加入は、申立人同様、昭和32年度の一部の期間のみとなっており、すべての申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、これらの同僚からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を同一年度中に取得及び喪失している期間雇用員とみられる被保険者は55人確認できるが、これらはいずれも申立人と同じく昭和32年度についてのみ被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、期間雇用員について32年度についてのみ厚生年金保険に加入させ、翌年度以降は、厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

また、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1297

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 44 年 12 月まで
昭和 41 年 10 月から 44 年 12 月まで A 社で正社員として勤務していた。
社会保険料も控除され、ボーナスや燃料手当も支給されており、退職後には失業保険も受けている。
しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人に係る失業保険被保険者離職証明書（事業主控）（写し）及び辞令簿（写し）から判断すると、申立人は、正社員として昭和 41 年 10 月 31 日から 43 年 11 月 29 日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では「申立人の給与台帳は保存していないため、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除していたか否か確認することはできない。」と回答しているとともに、「当社では、理由は分からないが、申立期間当時は限られた者しか厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。また、当社が作成している厚生年金保険得喪記録表によると、申立人の名前は見当たらず、整理番号の*番（厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 41 年 5 月 1 日）から現在の被保険者資格取得者までの番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届は提出していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚 5 人には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は無く、その中で唯一照会することができた同僚一人は「自分は、当該事業所に勤務している期間、厚生年金保険に加

入していなかったし、給与から保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格の取得記録がある者 24 人に照会した結果、16 人から回答があったが、16 人中 5 人は記憶している入社時期と自身の厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が異なっていることが確認できるとともに、昭和 37 年 8 月に当該事業所に入社し、申立期間当時に会計事務の主任であった者は「当該事業所は、昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、厚生年金保険の被保険者資格の取得については、正社員であっても、業務責任者の判断及び指示によりバラバラに加入させており、厚生年金保険の適用について基準のようなものは無かったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人及び当該事業所は、申立期間当時における当該事業所の正社員は 100 人程度であったと述べているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和 46 年 1 月 2 日に被保険者資格を取得した者の整理番号は*番であることから、正社員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

これらのことから、当該事業所においては、勤務する正社員の厚生年金保険の適用について、基準のようなものは作成せず、何らかの理由により、厚生年金保険の被保険者資格の取得届を行ったか、又は行わなかったことが推測される。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票(昭和 41 年 5 月 1 日資格取得者*番から 46 年 1 月 2 日資格取得者*番まで)には、申立人の名前は記録されておらず、一方、同原票において健康保険整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1298

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで

A社(現在は、B社)でC業務担当として勤務していた期間のうち、厚生年金保険に加入していた期間が約2年間少なく、これは、同社における経理の不正とも関連があったと思う。

同社で勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(写し)及び厚生年金健康保険被保険者名簿(写し)によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和30年11月11日であり(社会保険事務所の記録では昭和30年11月1日)、資格喪失原因が会社退職であること、及び同被保険者名簿(写し)の余白に「11.11 退社」の記載が確認できることから、申立人は、申立期間中の30年11月1日又は同月11日に当該事業所を退職したことが推認できる。

また、申立人が、申立期間に当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和29年5月20日、同被保険者資格喪失日が30年5月29日と記録されており、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格が無いことが確認できる上、当該同僚は「私は、昭和30年5月に当該事業所を退職したので、申立期間においては申立人と一緒に勤務していない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していた者5人に照会した結果、回答が得られた3人は、申立期間に申立人と一緒に勤務したか否かは不明としており、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態等を確認することはできなかった。

なお、申立人は、当該事業所において経理の不正があったとしているが、不正があったとする時期、内容等を具体的に承知しておらず、当該事業所もその事実は不明としている上、上述の同僚のうち二人は不正があった記憶はありと供述しているものの、「その時期及び内容は不明。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び納付に関する不正の有無を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1299 (事案 715 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から同年12月まで
昭和28年4月にA省B局C事業所に採用になり、D業務の作業員として、同年12月まで勤務していた。この間、給与から社会保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) 申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できないこと、ii) 申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、当該事業所に照会したが、「関係書類は保存年限を過ぎているため不明である。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述が得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、また、「申立人と一緒に期間雇用として勤務し、日給制の給与から失業保険料は控除されていたが、厚生年金保険料が控除されたことは無かった。」と供述していること、iv) 社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者5人に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな同僚等として3人の名前を挙げているが、このうちの一人については既に調査済みであり、他の二人も住所等の特定ができないため、申立人に再度確認したが、これら二人を特定できる供述を得ることはできなかつ

た。

また、申立人は、「国の機関が、厚生年金保険に加入させていないとは考えられない。」との主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。